

トータルコンサルティングオフィス

# 税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平本 祐一

事務所 水戸市宮町 2-3-102  
〒310-0015 梅善ビル 2・3階  
TEL 029 (226) 0865 FAX 029 (226) 0793  
E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp  
http://hiramoto-office.com/

## 税理士の独り言

33年を経て慰霊巡拝団の一員として渡島した部下の呼びかけに涙が溢れてきました。その上官は「5日で落ちる」と言われた勝ち目がない絶望的な戦場で36日間持ちこたえました。家族にあてた手紙には、家長として心配する優しい言葉と具体的な対処方法が綴られています。戦術は米軍の本土侵攻を遅らせる持久戦。周到で合理的な戦い方で死を急ぐことを許さず、部下の健康管理と規律の維持に気をかけます。硫黄島総指揮官、栗林忠道。長期的ビジョンを持ち、人間性の溢れるリーダーのあべき姿がそこにあります。

## 私の書棚より

○人は高みに上れば上るほど、自分が成功するために他人を成功させることがますます必要になる。そしてそれを助けるのが、コーチなのだ。

○もっと耳を傾ければ誰もがいまよりずっと賢くなれる。ただ言葉を聞きとるだけじゃない。相手が言いそうなことを先回りして考えたりせず、とにかく耳を傾ける。

「1兆ドルコーチ」  
リック・シュミット共著 ダイヤモンド社

## 税務アンテナ

□外国人が日本国内で働くためには、在留資格の取得が必要になります。外国人を雇用して源泉徴収する場合には、当該外国人が日本国内に住所を有し、又は現在まで引き続き1年以上居所を有する居住者に該当すれば、通常の源泉徴収を行い、年末調整や確定申告で精算されます。非居住者に該当すれば、一律20.42%の税率で源泉徴収を行い、課税関係は終了します。又、日本に居住していないので原則として住民税は非課税となります。居住者と非居住者や日本で就労可能の判定は、3ヶ月以上の滞在者に発行される在留カードで在留資格、在留期間を確認する必要があります。

□法人がその有する固定資産の修理、改良等のために支出した金額が、修繕費として損金に算入されるか、資本的支出として資産計上されるかは、当該固定資産の価値を高めるか、又は耐久性が増すかによって判断されます。例えば、建物の避難階段の取付等物理的に付加した部分に係る費用や機械装置のモーター等の駆動装置の取替は、資本的支出とされています。又、通常維持管理や災害等に伴って毀損した固定資産を原状に回復するために支出された金額は修繕費とされます。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

## 9月の税務スケジュール

10日	○ 8月分の源泉所得税の納付
30日	○ 7月決算法人の確定申告 ○ 1月決算法人の中間申告(予定申告) ○ 10月、2年1月、4月決算法人の消費税中間申告

30日	○ 9月決算法人の消費税各種選択届出書提出
-----	-----------------------

今月の贈る言葉『何かを得るには、心の中でそれを思うことから始まる』 by フルース・リー